

改正

平成一二年 三月二八日条例第二号
平成一二年一〇月一三日条例第六四号
平成一六年一二月二一日条例第七七号
平成一九年 三月二三日条例第三三号
令和 三年 七月 九日条例第三七号

人にやさしい街づくりの推進に関する条例をここに公布する。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 施策の基本方針等(第六条—第十条)

第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等(第十一条—第二十条)

第四章 雑則(第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。

二 特定施設 次に掲げる施設で多数の者が利用するものとして規則で定めるものをいう。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第二号に規定する特殊建築物

ロ 事務所の用に供する建築物

ハ 公衆便所の用に供する建築物

ニ 地下街その他これに類するもの

ホ 道路

ヘ 公園、緑地その他これらに類するもの

ト 公共交通機関の施設

チ 駐車場

リ 一団地の住宅施設その他これに類するもの

(県の責務)

第二条 県は、人にやさしい街づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村に対する協力)

第三条 県は、市町村が実施する当該市町村の区域の状況に応じた人にやさしい街づくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業の用に供する施設を高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるようにするため、その施設の構造及び設備に関し必要な措置を講じ、並びに高齢者、障害者等の施設の円滑な利用に資する情報及び役務の提供に努めるとともに、県が実施する人にやさしい街

づくりに関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第五条 県民は、人にやさしい街づくりに関する理解を深め、並びに高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できるようにするための措置が講じられた施設の構造及び設備の機能を妨げることのないようにするとともに、県が実施する人にやさしい街づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第六条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、人にやさしい街づくりに関する施策を実施するものとする。

一 高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進すること。

二 高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進すること。

(教育活動、広報活動等の推進)

第七条 県は、人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めるよう教育活動、広報活動等を推進するものとする。

(情報の収集及び提供等)

第八条 県は、人にやさしい街づくりの推進に資する技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して、人にやさしい街づくりの推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、人にやさしい街づくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定施設に係る整備基準の遵守義務等

(整備基準の遵守義務等)

第十一条 特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築(用途の変更をして特定施設にすることを含む。以下「特定施設の新築等」という。)をしようとする者は、当該特定施設(増築、改築又は用途の変更をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は用途の変更に係る部分その他規則で定める部分に限る。)について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準(以下「整備基準」という。)を遵守しなければならない。ただし、当該特定施設について整備基準を遵守する場合と同等以上の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する措置が講じられると認められる場合又は当該特定施設について整備基準を遵守することが著しく困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 第一条の二第二号イからへまで、ち及びりに掲げる施設に該当する特定施設(次号に掲げる特定施設を除く。) 別表第一

二 第一条の二第二号イに掲げる施設に該当する特定施設で建築基準法第二条第二号に規定する用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの 別表第二

三 第一条の二第二号トに掲げる施設に該当する特定施設 別表第三

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。

(高齢者、障害者等の意見の聴取)

第十一条の二 特定施設の新築等(規則で定める特定施設に係るものに限る。)をしようとする者は、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。

(整備計画の届出)

第十二条 特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日の三十

日前までに、規則で定めるところにより、整備基準に適合させるための措置に関する計画(以下「整備計画」という。)を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る整備計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした特定施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(整備計画の変更)

第十四条 第十二条の規定による届出をした者は、当該届出に係る整備計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(指示)

第十五条 知事は、特定施設の新築等をする者が第十二条若しくは前条第一項の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したとき、又は当該届出に係る整備計画の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、必要な指示をすることができる。

(報告及び調査)

第十六条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準に適合させるための措置の実施状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(既存の特定施設に係る措置)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する特定施設でこの条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行の際現に存するもの(現に工事中のものを含む。)について、整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(適合証の交付)

第十八条 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、適合証の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があった場合において、当該措置が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした事業者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

(維持保全)

第十八条の二 事業者は、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置を講じたときは、当該措置を講じた特定施設の構造及び設備の機能を維持するよう努めなければならない。

(実施状況の報告等)

第十九条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業の用に供する特定施設について、整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該報告をした事業者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言を行うことができる。

(国等に関する特例)

第二十条 第十二条から第十六条までの規定は、国、県、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十八日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則(平成十二年十月十三日条例第六十四号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成十二年十一月一日から施行する。
附 則(平成十六年十二月二十一日条例第七十七号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に新築若しくは新設、増築又は改築(用途の変更をして特定施設(改正後の人にやさしい街づくりの推進に関する条例(以下「新条例」という。)第一条の二第二号に規定する特定施設をいう。以下この項において同じ。))にすることを含み、以下「新築等」という。)の工事中の特定施設の当該新築等については、新条例第十一条から第十六条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に新築等の工事中の特定施設(改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例(以下「旧条例」という。)第十一条第一項に規定する特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)(旧条例第十二条又は第十四条第一項の規定による届出に係る整備計画の内容と異なる工事が行われた特定施設を含む。))については、旧条例第十一条から第十六条までの規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の際現に存する特定施設で旧条例第十一条第二項の基準に適合しているもの(現に新築等の工事中のもので当該工事により旧条例第十一条第二項の基準に適合することとなるものを含み、以下「旧基準適合特定施設」という。))については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十七条の規定は、適用しない。
- 5 旧基準適合特定施設に係る新条例第十八条第一項及び第二項並びに第十八条の二の規定の適用については、この条例の施行後増築、改築又は用途の変更の工事が行われるまでの間に限り、新条例第十八条第一項中「整備基準に適合させるための」とあるのは「人にやさしい街づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年愛知県条例第七十七号)による改正前の人にやさしい街づくりの推進に関する条例(以下「旧条例」という。)第十一条第一項に規定する」と、新条例第十八条第二項及び第十八条の二中「整備基準」とあるのは「旧条例第十一条第二項の基準」とする。
(愛知県事務処理特例条例の一部改正)
- 6 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成十九年三月二十三日条例第三十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年七月九日条例第三十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一(第十一条関係)

- 一 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設にあっては、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)を設けること。
- 二 歩道及び自転車歩行者道並びに敷地内の通路、廊下その他これに類するもの及び園路(以下「通路等」という。)で利用円滑化経路を構成するものその他の規則で定める通路等は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、歩道にあっては二メートル以上、自転車歩行者道にあっては三メートル以上、通路等にあっては一・四メートル以上とすること。
 - ロ 段を設けないこと。
 - ハ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。
 - ニ 歩道及び自転車歩行者道並びに通路等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスタ一等が落ち込まないものとする。
- 三 利用円滑化経路を構成する出入口その他の規則で定める出入口は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以

上、その他の建築物の出入口は八十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。

四 不特定かつ多数の者が利用する階段その他の規則で定める階段は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 回り階段としないこと。

ロ 手すりを設けること。

ハ 段鼻は、滑りにくくすること。

五 第一条の二第二号イからハまで及びチに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるものの利用円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ かごの奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。

ロ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。

六 不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所は、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 段を設けないこと。

ロ 床の表面は、滑りにくくすること。

ハ 次に定める構造の便房を設けること。

(1) 便器は、洋式とすること。

(2) 手すりを設けること。

ニ 出入口に近い小便器には、周囲に手すりを設けること。

七 第一条の二第二号イからハまで及びヘに掲げる施設に該当する特定施設で規則で定めるものの不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所については、前号に定める構造とするほか、出入口の有効幅員を八十センチメートル以上とするとともに、車いす使用者等が利用できる規則で定める構造の便房を設けること。

八 愛知県建築基準条例(昭和三十九年愛知県条例第四十九号)第十二条に規定する興行場等にあつては、規則で定めるところにより、車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路を設けること。

九 第一条の二第二号チに掲げる施設に該当する特定施設及び同号イからハまでに掲げる施設に該当する特定施設に附属する駐車場で規則で定めるものにあつては、規則で定めるところにより、車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分及び車いす使用者が通行できる通路を設けること。

十 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

別表第二(第十一条関係)

一 敷地内の通路及び建築物の直接地上へ通ずる出入口で規則で定める経路を構成するものは、それぞれ次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。

イ 敷地内の通路

(1) 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

(2) 段を設けないこと。

(3) 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

(4) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。

ロ 建築物の直接地上へ通ずる出入口

(1) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 段を設けないこと。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

別表第三(第十一条関係)

一 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。

- 以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第二章(第四条第六項第二号を除く。)に定める基準
- 二 公共交通移動等円滑化基準第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、規則で定める勾(こう)配とすること。
 - 三 不特定かつ多数の者が利用する便所は、公共交通移動等円滑化基準第十三条第一項に掲げる基準に適合させるほか、次に定める構造その他の規則で定める構造とすること。
 - イ 段を設けないこと。
 - ロ 次に定める構造の便房を設けること。
 - (1) 便器は、洋式とすること。
 - (2) 手すりを設けること。
 - 四 高齢者、障害者等に配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準